

松原市監査委員公表第3号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき平成18年6月21日に監査委員に提出されました住民監査請求について、監査委員の合議によりその結果を同条第4項の規定に基づき公表します。

松原市監査委員 杉井 卓男

松原市監査委員 若林 良信

住民監査請求に対する監査結果について

地方自治法（以下「法」という）第242条第1項の規定により、平成18年6月21日付けをもって請求のあった住民監査請求は平成18年6月28日付けで受理した。

1. 監査の実施

請求人に対しては、法第242条第6項の規定に基づき、平成18年7月21日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

また、監査にあたり事情聴取したのは下記の者であり、併せて関係書類の調査を行った。

上下水道部上下水道建設室参事

上下水道部上下水道建設室主幹

上下水道部上下水道建設室下水道整備係主査

2. 監査請求の要旨

監査請求の要旨について次のとおり解し監査を行った。

平成17年12月9日付公共下水道工事に伴う家屋事後調査委託契約において、調査の対象となった松原市 所在のプレハブ建物の契約金額が通常の木造専用住宅等と同様の積算基準で契約されているのは不当と思われるので、松原市長に是正措置を講ずるよう求めるものである。

3 . 監査の結果

本請求について監査した結果、以下の理由に述べるとおり請求人の請求には理由がないものと認める。

理 由

本市の公共下水道工事に伴う家屋調査は、工事着手前に当該工事により影響が予測される区域を定め市が委託契約をおこなった業者が所有者等の了解のもとに事前調査を行い、下水道工事完了後に影響があったとする家屋の所有者等の申し出があった場合に、事後調査が当該事前調査をおこなった委託業者によりおこなわれることとなっており、事前調査がおこなわれたすべての家屋が事後調査の対象となるのではない。

下水道工事に係る契約金額の積算については大阪府土木部下水道課において府下統一マニュアルとしての下水道設計指針が策定されており、この家屋調査委託契約についても仔細に積算基準が定められているところである。

本市においてもこの指針を基準にしているが、人件費の積算についてはこの基準をもとにした別途基準によっている。

したがって、本件請求に係る建物についての本市基準による人件費の算定と府の指針による人件費の算定を比較することとする。

まず、基本となる技術者等の日当については、いずれも大阪府土木部において府下統一基準として示されている技術員労務単価の設計業務等技術者基準日額によっており、調査に従事する技術者の職種、員数については府の指針のとおりとなっている。

対象建物の区分については、府の指針では下記のとおり建物を種別ごとに積算しているが、本市では一般住宅が対象のほとんどであることから、また府の指針では非木造が著しく高いことなどから、積算基準を府指針の木造 A（専用住宅等）のみとし、なおかつ府の指針より面積基準を細分化して定めており 50 m²以上 70 m²未満を基本に面積規模ごとに補正をおこなっている。

・大阪府設計業務等技術者基準日額

技術者名称	基準日額(円)
主任技術者	57,300
理事・技師長	53,800
主任技師	47,700
技師（A）	42,100
技師（B）	31,300
技師（C）	25,100
技術員	21,200

・大阪府下水道設計指針における家屋調査建物区分

区分	判断基準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅(アパート)、寄 宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これら に類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を要する神社、仏閣、教会、茶屋及び 土蔵造の建物
非木造建物 イ	店舗、事務所、病院、マンション、アパート、住宅、その他これらに類 するもの
非木造建物 ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの
非木造建物 ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの

・大阪府下水道設計指針における家屋事後調査人件費積算基準

建物区分	単位	規模	職種	外業 調査	内業 図面	計 (歩掛り)
木造建物 A	1 棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師 (A)	0.36	0.12	0.48 人
			技師 (B)	0.36	0.12	0.48 人
			技師 (C)	0.36	0.09	0.45 人
			技術員	-	0.12	0.12 人
木造建物 B	1 棟	同上	技師 (A)	0.44	0.12	0.56 人
			技師 (B)	0.44	0.12	0.56 人
			技師 (C)	0.44	0.09	0.53 人
			技術員	-	0.12	0.12 人
木造建物 C	1 棟	同上	技師 (A)	0.27	0.12	0.39 人
			技師 (B)	0.27	0.12	0.39 人
			技師 (C)	0.27	0.06	0.33 人
			技術員	-	0.12	0.12 人
木造特殊建物	1 棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師 (A)	0.44	0.12	0.56 人
			技師 (B)	0.44	0.12	0.56 人
			技師 (C)	0.44	0.09	0.53 人
			技術員	-	0.12	0.12 人

非木造建物 イ	1棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師(A)	0.88	0.12	1.00 人
			技師(B)	0.88	0.12	1.00 人
			技師(C)	0.88	0.18	1.06 人
			技術員	-	0.37	0.37 人
非木造建物 ロ	1棟	同上	技師(A)	1.12	0.12	1.24 人
			技師(B)	1.12	0.12	1.24 人
			技師(C)	1.12	0.20	1.32 人
			技術員	-	0.37	0.37 人
非木造建物 ハ	1棟	同上	技師(A)	0.63	0.12	0.75 人
			技師(B)	0.63	0.12	0.75 人
			技師(C)	0.63	0.15	0.78 人
			技術員	-	0.37	0.37 人

・松原市家屋事後調査人件費積算基準

建物区分	単位	規模	職種	外業 調査	内業 図面	計 (歩掛り)	規模補正
なし (府基準では 木造建物A)	2棟	30 m ² 未満	技師(A)	0.36	0.12	0.48 人	0.75
			技師(B)	0.36	0.12	0.48 人	
			技師(C)	0.36	0.09	0.45 人	
			技術員	-	0.12	0.12 人	
	2棟	30 m ² 以上 50 m ² 未満	同上	同上	同上	同上	0.86
	2棟	50 m ² 以上 75 m ² 未満	同上	同上	同上	同上	1.00
	2棟	75 m ² 以上 100 m ² 未満	同上	同上	同上	同上	1.07
	2棟	100 m ² 以上 150 m ² 未満	同上	同上	同上	同上	1.23
2棟	150 m ² 以上 200 m ² 未満	同上	同上	同上	同上	1.50	
2棟	200 m ² 以上 250 m ² 未満	同上	同上	同上	同上	1.60	
2棟	200 m ² 以上 300 m ² 未満	同上	同上	同上	同上	1.75	

また基準日額の算定においては、府の指針では1調査一棟を基本に積算しているが、本市では市域が狭い等の事情を考慮し1調査二棟を基本として積算しているので、人件費が同額であったとしても実質的には半額になることになる。

さらに調査依頼者が建物内部の調査を希望しない場合、府の指針においては区分されていないが、本市においては調査項目が減少するということで本来の調査（精査）とは区分し「概査」ということで、歩掛り率を30%減額して算定することとしている。

・本件建物の大阪府指針による人件費積算

建物区分	単位	規模	職種	外業 調査	内業 図面	計 (歩掛り)	基準日額 (円)	人件費 (円)
木造建物 C	1棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師(A)	0.27	0.12	0.39人	42,100	16,419
			技師(B)	0.27	0.12	0.39人	31,300	12,207
			技師(C)	0.27	0.06	0.33人	25,100	8,283
			技術員	-	0.12	0.12人	21,200	2,544
							合計	39,453

・本件建物の松原市の基準による人件費積算

(精査)

単位	規模	職種	外業 調査	内業 図面	計 (歩掛り)	基準日額 (円)	人件費 (円)
2棟	75 m ² 以上 100 m ² 未満	技師(A)	0.36	0.12	0.48人	42,100	20,208
		技師(B)	0.36	0.12	0.48人	31,300	15,024
		技師(C)	0.36	0.09	0.45人	25,100	11,295
		技術員	-	0.12	0.12人	21,200	2,544
						2棟	49,071
						1棟	24,535
						規模補正 (1.07)	26,252

(概査)

単位	規模	職種	外業 調査	内業 図面	計 (歩掛り)	概査 補正	基準日額 (円)	人件費 (円)
2棟	75 m ² 以上	技師(A)	0.36	0.12	0.48人	0.34人	42,100	14,314
	100 m ² 未満	技師(B)	0.36	0.12	0.48人	0.34人	31,300	10,642
		技師(C)	0.36	0.09	0.45人	0.32人	25,100	8,032
		技術員	-	0.12	0.12人	0.08人	21,200	1,696
							2棟	34,684
							1棟	17,342
							規模補正 (1.07)	18,555

したがって、本件請求に係るプレハブ建物の人件費の積算額を比較すると府の指針では3万9,453円、市の算定基準では2万6,252円となっており、さらに本件請求に係るプレハブ建物は「概査」であるので、1万8,555円となっている。

以上のことから、本件契約金額の算定にあたっては大阪府土木部下水道課において示されている下水道設計指針に準じ積算されているところであり、なおかつ人件費の積算価格においては府の指針による積算価格を下回っているところであって、本件請求に係るプレハブ建物の契約金額は不当とはいえないものである。